

令和8年度等障害福祉サービス新規指定申請に係る受付期日等について

指定日	提出期限	事前協議期限※
2026年4月1日(水)	2026年2月16日(月)	2026年1月30日(金)
2026年5月1日(金)	2026年3月18日(水)	2026年2月27日(金)
2026年6月1日(月)	2026年4月14日(火)	2026年4月1日(水)
2026年7月1日(水)	2026年5月20日(水)	2026年5月1日(金)
2026年8月1日(土)	2026年6月18日(木)	2026年6月1日(月)
2026年9月1日(火)	2026年7月17日(金)	2026年7月1日(水)
2026年10月1日(木)	2026年8月17日(月)	2026年7月31日(金)
2026年11月1日(日)	2026年9月14日(月)	2026年9月1日(火)
2026年12月1日(火)	2026年10月16日(金)	2026年10月1日(木)
2027年1月1日(金)	2026年11月13日(金)	2026年10月30日(金)
2027年2月1日(月)	2026年12月11日(金)	2026年12月1日(火)
2027年3月1日(月)	2027年1月14日(木)	2026年12月28日(月)
2027年4月1日(木)	2027年2月16日(火)	2027年2月1日(月)
2027年5月1日(土)	2027年3月17日(水)	2027年3月1日(月)
2027年6月1日(火)	2027年4月14日(水)	2027年4月1日(木)

※事前協議資料を事前提出のうえ、事前協議期限までに来庁していただき協議を完了してください。不備等により協議が完了しない場合は、指定日を延期させていただく場合があります。